

令和 6 年度 福岡市こども・子育て審議会
第 2 回専門委員会③

会 議 録

日時 令和 6 年 6 月 2 1 日（金） 1 0 時 0 0 分

場所 TKP エルガーラホール 多目的ホール

令和6年度 福岡市こども・子育て審議会 第2回専門委員会③

〔令和6年6月21日（金）〕

開 会

開会

（事務局）

本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまより令和6年度 福岡市こども・子育て審議会 第2回専門委員会を開催させていただきます。

私は事務局を担当いたします、福岡市こども未来局こども政策課長でございます。よろしくお願いいたします。着座にて進行させていただきます。

本専門委員会につきましては、福岡市こども・子育て審議会条例第6条第3項の規定により、委員の2分の1以上の出席が必要となっております。本日は、委員7名全員にご出席をいただいておりますので、本日の会議が成立しますことをご報告いたします。

また、本日の会議は福岡市情報公開条例に基づき、公開にて開催させていただきます。

本日は、山下副会長がオンラインでご参加いただいております。よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、委員の皆様がご発言をされる際には、オンライン参加の委員にも伝わるようお名前をお願いいたします。

開会に先立ちまして、お手元の配付資料のご確認をお願いいたします。

会議次第、委員名簿、会場の座席図をお配りしております。また、議題に関連する資料として、資料1「第6次福岡市子ども総合計画の方向性（案）」、資料2「第6次福岡市子ども総合計画の施策体系について（案）」、参考資料1「第1回専門委員会②・③における主な意見」、参考資料2「第6次子ども総合計画策定におけるワークショップの開催について」、参考資料3「子どもに関するデータ集」をお配りしております。また、第5次福岡市子ども総合計画の冊子、第1回専門委員会の資料をお手元にご用意しておりますので、必要に応じてご参照をお願いいたします。

資料は以上となりますが、皆様お揃いでしょうか。

それでは、福岡市こども・子育て審議会条例第6条第1項の規定に基づきまして、これより先の進行は、会長をお願いいたします。

議題

（会長）

皆さん、おはようございます。

前回の会議はオンラインで参加させていただきましたけれども、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

では早速、議事に入らせていただきます。本日はお手元の会議次第のとおり、議題として計画の方向性及び施策体系について審議をさせていただきます。

限られた時間で多くの皆様にご発言いただきたいと思いますので、ご質問やご意見はできる限り簡潔にご発言をいただき、事務局からの説明についても分かりやすく簡潔をお願いいたします。そ

れでは事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

こども政策課長でございます。

お手元の資料1をお願いいたします。第6次子ども総合計画の方向性につきまして、第1回専門委員会では、現計画期間中の主な取組みと、現状と課題についてご審議をいただきました。

本日は、前回いただいたご意見を踏まえながら、特に重要な課題について、要因や背景を分析したうえで、それぞれに対応する施策強化の方向性を整理しております。

詳細は担当係長より説明させていただきます。

(事務局)

こども政策課企画係長でございます。

資料1「第6次福岡市子ども総合計画の方向性(案)」について、ご説明させていただきます。また、参考資料3を適宜ご参照いただきますので、お手元にご準備をお願いします。

資料の構成といたしまして、左側に現計画期間中の主な取組みを、その右側に現状と主な課題、さらにその右側には、施策強化の方向性を記載しております。

まず、「現計画期間中の主な取組み」につきましては、現計画のうち、特に社会的な支援を必要とする子ども・子育て家庭を対象とする「目標3」に該当する施策10から15について、計画期間である令和2年度以降の主な取組みをピックアップしております。

具体的には、児童家庭支援センターの増設など相談支援体制の強化、特定妊婦等の支援やアウトリーチ型の専門相談など様々な困難を抱える子どもや家庭に対するきめ細かな支援の実施、就業相談や養育費確保支援などひとり親家庭の支援、子ども習い事応援事業など様々な方面からの支援による子どもの貧困対策、ケア単位の小規模化や里親委託の推進など一人ひとりに寄り添った社会的養護体制づくり、子どもの権利サポート事業や公民館等での研修など子どもの権利擁護の推進に取り組んでおります。基本的には前回の専門委員会の資料にてご説明させていただいた内容とほぼ同じとなっておりますので、詳細のご説明は省略させていただきます。

次に、「現状と主な課題」及びそれに対応する「施策強化の方向性」につきましては、前回の委員会で各委員からいただいたご意見や当事者へのニーズ調査等をふまえ、4つの分野について整理し、記載しております。

上から順にご説明しますと、まず、児童虐待防止対策のための在宅支援の強化についてでございますが、現状と主な課題といたしまして、児童虐待に関する相談が増加し続けております。この要因や背景といたしましては、子育てに不安や負担を感じる保護者が増加する中、児童家庭支援センターの増設など、相談支援体制を強化してきたこと、及び児童虐待防止の啓発の取り組みや意識の高まりを受けて、積極的な相談につながっているものと考えられます。また、保護者が子育ての悩み等を抱えたときに、どこに相談すれば良いか分からない、気軽に相談しづらいという声もございます。

このような現状と課題に対応するため、施策強化の方向性といたしまして、まず、児童虐待の兆

候を早期に把握し、未然に防止するための専門性の高いアウトリーチ型支援など、在宅支援の強化が必要と考えております。また、子どもや保護者が身近に相談できる相談支援体制の充実や、地域や関係機関との連携を強化すること、併せて、それらの相談窓口について、利用者目線で分かりやすい情報発信を行うことが必要と考えております。

次に、ひとり親家庭の支援についてでございますが、参考資料3「子どもに関するデータ集」の11ページ及び13ページに、令和3年度に市が実施したひとり親家庭実態調査の結果を一部抜粋して掲載しておりますので、お手元にてご参照をお願いいたします。

まず、現状と課題といたしまして、母子家庭が依然として厳しい経済状況であることを挙げておりますが、参考資料3の11ページ「(3) ひとり親家庭の世帯の年間税込み収入」のグラフを見ますと、「200～300 万円未満」の割合が最も高く、その右下に記載しております平均年収の推計は、母子家庭では295万円となっております。次に12ページをご参照ください。母子家庭で現在仕事を持っていると回答した割合は約9割で、その就業形態で最も多いのは「正社員・正職員」で、43.8パーセントとなっております。しかし、先ほどの世帯収入のグラフの下に、就業形態別の世帯年収の割合を掲載しておりますが、正社員・正職員であっても、6割以上の世帯が年収400万円未満となっております。また、13ページに仕事の継続意向と、転職したい場合の理由を掲載しておりますが、母子家庭の約3割が「他の仕事に変わりたい」と回答しており、その理由は「収入が少ない」が最も多く、次いで、「休みが取りにくい・休みが少ない」となっております。

資料1にお戻りください。このような現状と課題に対応するため、施策強化の方向性として、ひとり親家庭が仕事と子育てを両立しやすい環境づくりや企業等への働きかけなどに取り組むとともに、収入の向上につながるよう資格の取得等の支援を行っていくことが必要と考えております。

次に、子どもの貧困対策についてでございますが、現状と課題といたしまして、家庭の経済状況でさまざまな格差が生じていることを挙げております。

その要因や背景といたしまして、参考資料3「子どもに関するデータ集」の14ページに、令和3年度に市が実施した子どもの生活状況等に関する調査の結果、15ページから16ページに令和5年度に市が実施した子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果について、それぞれ一部抜粋して掲載しておりますので、再度ご参照ください。まず、14ページ「(7) 子どもの平日の朝食摂取状況」に記載のとおり、小学6年生と中学3年生のいずれにおいても、世帯収入が低い世帯ほど、ほぼ毎日と回答した割合は低く、めったに食べないなど、その他の選択肢の割合は高くなっております。また、「(8) 子どもの学校などでの勉強の成績」につきましても、世帯収入が低い世帯ほど、良好と回答した割合は低く、遅れていると回答した割合は高くなる傾向がございます。その下の、「(9) 家庭で子どもと行うこと」につきましても、さまざまな活動や体験に関する選択肢がございますが、いずれも世帯年収が低い世帯ほど割合が低くなっております。次に15ページをお開きください。「(10) 子育てについて気軽に相談できる相手や場所の有無」について、「あまりいない」と「まったくいない」を合計して比べたところ、世帯年収が200万円未満の区分の割合が特に高くなっております。次に16ページをお開きください。「(11) 子育てに関する情報の入手先」についてですが、赤枠で印をつけておりますとおり、年収が低い世帯において、「近所の人・知人・友人」

や、「保護者仲間」、「インターネット」を選んだ割合が低くなっているほか、「情報の入手先がわからない」と回答した割合は高くなっております。

資料1にお戻りください。このような現状と課題に対応するため、施策強化の方向性として、基本的生活習慣や教育、多様な体験の機会などを得られるよう支援を行うとともに、関係機関との連携による情報の提供等に取り組むことが必要と考えております。

最後に、子どもの権利の尊重についてでございますが、要因・背景に記載のとおり、令和5年4月に施行されたこども基本法において、国及び自治体の責務として、子どもの権利の尊重などの基本理念にのっとり、子ども施策を策定及び実施することが規定されたほか、事業主は雇用者の仕事と家庭生活の両立に向けた環境整備、国民は子ども施策に関心と理解を深め、国や自治体を実施する施策に協力することがそれぞれ努力義務とされており、子どもの権利の尊重に向けた取組みの充実が求められているところでございます。

これに対応するため、施策強化の方向性として、施策の策定・実施に子どもの意見を反映する取組を進めるとともに、社会全体で子どもの権利を尊重し、子どもの意見を大切にするよう、普及啓発に取り組むことが必要と考えております。以上で、資料1の説明を終わります。

(事務局)

続きまして、お手元の資料2「第6次福岡市子ども総合計画の施策体系について(案)」を説明いたします。

左側に第5次計画の施策体系、右側に第6次計画の施策体系の方向性をお示ししておりますが、第6次計画では、現行の3つの基本目標をベースとしつつ、必要な見直しを行いたいと考えております。

なお、右上に※印で記載のとおり、第6次計画における目標の名称や施策のくくり・名称、順番につきましては、本日、方向性を確認させていただいた上で検討を行い、次回の専門委員会でお示したいと考えております。

まず、1番上、「安心して生み育てられる環境づくり」でございます。

これまでは、妊娠期から乳幼児期までを対象としておりましたが、施策によっては、この期間だけに留まらず、学齢期以降も実施する必要があるものもございます。さらに、少子化が進展する中、第1回専門委員会①において、男性・女性ともに早期から妊娠・出産・育児について考える機会を充実する必要があることなどが審議され、妊娠前の施策の充実についても検討していく必要があると考えております。そうしたことから、対象を「主に妊娠前から乳幼児期」へ変更したいと考えております。

次に、青枠で囲んでおります「障がい児の支援」でございます。

これまでは、目標1に乳幼児期の支援を、目標2に学童期以降の支援を分けて記載しておりましたが、第1回専門委員会②③の合同開催において、福祉と学校教育の連携強化や、切れ目のない支援の必要性などが審議されたことを踏まえ、現在の目標3に該当するところに「障がい児の支援」として集約したいと考えております。

また、赤枠で囲んでおります、「子育てを応援する環境づくり」と「子どもの権利擁護の推進」で

ございますが、この2つは行政が主体となって、特定の対象へ支援を行うというより、広く社会全体で子どもを育む観点から、新たに目標を立てて、推進していきたいと考えております。

まず、「子育てを応援する環境づくり」につきましては、国のこども未来戦略において、子ども・子育て政策を抜本的に強化する上で重要な課題の1つとして、「子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境がある」ことが挙げられ、それに対応する基本理念として「社会全体の構造・意識を変える」ことが掲げられております。また、市の調査においても、子どもや子育て家庭に社会が冷たいといった意見や、仕事と妊娠・出産・育児を両立しづらい職場環境があるといった意見があることから、妊娠・出産・育児を前向きに考えられる社会の実現に向けて、機運醸成などに取り組んでいきたいと考えております。

次に、「子どもの権利擁護の推進」につきましては、先ほどご説明のとおり、こども基本法において、子どもの権利擁護の推進が、国や自治体、事業主、国民の義務とされており、また、後ほどご説明いたしますが、先日実施いたしました当事者を対象としたワークショップの中でも、子どもの権利や意見表明に関するご意見もいただいたことから、今後、さらに取組みを強化していきたいと考えております。資料2の説明は以上でございます。

続きまして、お手元の参考資料2をご覧ください。

今、申し上げましたワークショップに関しまして、今年2月に開催したこども・子育て審議会において、子どもや若者など当事者の意見を聴き、計画へ反映していくよう、ご意見をいただき、先日、ワークショップを実施いたしました。その結果をこちらにまとめておりますので、ご報告いたします。

実施概要ですが、5月26日と6月1日の2日間に分け、小学生から保護者まで5つの区分で実施し、計65名の方にご参加いただきました。なお、企画運営につきましては、子どもの権利擁護の推進や意見表明支援などの活動を行っているNPO法人に委託しております。

当日の実施内容ですが、まず、ガイダンスとして、目的や進め方、ルールなどを説明し、加えて、小・中学生には子どもの権利について分かりやすく説明しております。アイスブレイクで話しやすい雰囲気づくりを行った後、グループワークとして、ファシリテーターを各テーブルに配置し、サポートしながら、様々なテーマについて、意見効果を実施いたしました。

ワークショップ後のアンケートでは、良かった点として、他の参加者と意見交換ができた、自分の意見を十分に伝えることができた、足りないと感じた点として、時間が足りなかったを挙げた方が多い状況でございます。

別紙をご参照ください。こちらに参加者の意見をまとめておりますので、簡単に説明させていただきます。上から「小学生」ですが、学校教育の内容や、一人一台ずつ配布されておりますタブレット端末に関する意見、両親と一緒に過ごす時間を求める声などがございました。

次に「中学生」では、同様に学校教育の内容や、いじめの相談、教員の質や数、タブレット端末に関する意見のほか、バス料金や、子どもの意見の反映に関する意見などがございました。

次に「高校生世代」では、大学の新設や高校・大学の無償化を求める声、校則や昼休みに関する意見、英語教育の充実を求める意見、いじめや多様な学び、地域の遊び場に関する意見などがございました。

次に、18 歳から 39 歳の「若者」では、教員や保護者、子どもそれぞれの相談先の充実や、SNS の使用について大人の理解を求める意見、図書館や国際交流の場、障がい児教育の充実、子ども食堂に関する意見のほか、子どもや若者の意見を聴く機会やイベントの充実を求める意見などがございました。

次ページをお願いいたします。最後に「保護者」でございますが、まず「学校関連」として、多様な学びや学校教育の充実、教育費の負担軽減、小中高の連携、高校入試制度に関する意見のほか、子どもの体験機会や、子どもの意見を取り入れた学校づくりに関する意見などがございました。

次に「地域の子育て環境」について、保育所など子どもの預け先に関する意見や、保護者同士のつながりを求める声、公民館活動の充実を求める意見などがございました。

次に「支援へのアクセス」について、利用できるサービス等をより簡単に調べられるアプリなどを求める意見や、より身近な相談先を求める意見がございました。

次に「障がい児支援」について、障がいの有無に関わらず、一人ひとりのキャリアプランを求める意見や、サービスの利用手続き、障がい児を育てる親の負担軽減などに関する意見がございました。

それ以外にも、男性の育児参加を求める意見や、ひとり親への支援の充実、習い事応援事業の対象拡大を求める意見などがございました。

以上でございまして、当事者の皆様から、多岐に渡るご意見をいただきました。中には市での対応が難しい内容もありますので、そうしたものは国や県へお伝えしつつ、市の施策に関するものは、関係部局と連携し、対応を検討してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。

これから審議を行いたいと思いますが、その前に前回の委員会でご質問がありました、日本語指導のサポートを行った子どもの高校進学状況について、担当課からご説明いただきたいと思います。

(事務局)

学校企画課長でございます。

前回、日本語指導を受けている子どもたちの高校進学の状況について、数字を持ち合わせておりませんでしたので、本日改めてご説明させていただきます。

令和 5 年度で申しますと、中学校 3 年生の段階で、日本語指導を受けていた生徒が 37 名おりました。そのうち、36 名は高校へ進学し、1 名は受かっていた学校があったものの、希望する別の学校へ行きたいという本人と保護者の強い希望があり、現在は高校へ通わずに、来年、受験をするという状況でございます。以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございました。

それでは、議題について審議を始めてまいりますので、委員の皆様からご意見、ご質問等ありま

したらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

1つ質問させていただいてもよろしいですか。先ほど、子どもの貧困に関して、世帯の平均収入の説明がありましたが、子どもの貧困は、格差が非常に大きな課題として言われていますけれども、所得の平均値ではなくて、中央値の把握はできていますでしょうか。平均年収だけ見ると、あまり大きな開きがないという印象ですが、格差という観点でいうと、数字の真ん中あたりではなく、対象者で見た場合に中央値がどのあたりになるのか。

(事務局)

こども見守り支援課のこども貧困対策担当主査でございます。

参考資料 14 ページの令和3年度子どもの生活状況等に関する調査においては、所得の平均値や中央値は把握しておりません。令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査でも出していないのではないかと思いますので、数字を持ち合わせてございません。以上でございます。

(会長)

参考資料3の11ページのところの平均年収とあって、これは国の数値ですか。

(事務局)

こども家庭課長でございます。

こちらは全国で行っているひとり親家庭実態調査に合わせて、本市でも実施しており、本市の数値でございます。

(会長)

はい、ありがとうございました。皆さまの方からご意見とか、ご質問どうでしょうか。

(委員)

子どもの貧困対策の要因・背景の中で、居場所が少ない子どもがいるということですが、大人と違い子ども自ら相談することは難しいと思います。施策の方向性の中に、例えばアウトリーチで見つけに行くなどどういう方法で対応していくかを考えておられますか。

(事務局)

こども見守り支援課でございます。

今、お尋ねがございました居場所が少ないというところですが、居場所といっても、ただ何もしないでそこにいるだけでいい居場所、学習支援を行う居場所、子ども食堂といった様々な居場所がございます。一方で、令和3年度子どもの生活状況等に関する調査では、収入が低い世帯ほど、居場所を利用したことはないけれども利用希望がある割合が高く、実際の利用の有無に関わらず、居場所を利用したいという意向は多いという分析をしています。

これらの層をどのように見つけていくか非常に難しいところですが、子ども食堂の例で言います

と、スクールソーシャルワーカーが学校で気になる子がいたときに、学校内だけで完結できない部分があれば、地域の子ども食堂と連携して子どもを連れて行ったり、子ども同士の口コミで、例えば不登校の子でも子ども同士のネットワークというのはございますので、子ども同士で連れ立って行くということがあるように聞いております。

市としても子どもたちを居場所につなげていく取組みは非常に大事だと思っておりますので、引き続き各相談機関、窓口などと連携し、子どもたちを少しでも居場所につなげていけるように努めてまいります。以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

では、委員の方から手が挙がっておりますので、お願いしてもよろしいでしょうか。

(委員)

とても整った資料をご提示いただきありがとうございます。

先ほどの資料説明の中で、特に会長からの確認もあったように、格差拡大といった生活背景に関するさまざまな対応をしていくということが、非常にわかりやすく示されておりまして、施策体系にある「さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長」の「さまざまな環境」というキーワードに包括されていると思いますけれども、そして、発達障がいを持っている子どもの医療的なニーズや発達のニーズがある方も、ここに包括されているということで、とてもまとまったものになっていると思います。さまざまな環境というキーワードを使うとすると、子どもの福祉の計画なので、さまざまな環境で生じてくる子ども・家庭・親のニーズとか、ウェルビーイングといった、そういう視点が言葉の中に少し入ると、環境というのも非常に大事だと思いますけれども、障がいを持っている子どもそれぞれの育ちのニーズや家庭、親の支援ニーズも、また、ひとり親家庭についても、特に就労と経済、生活面のニーズというところが、非常にデータとして示されていると思いますけれども、ニーズについて注目した施策ということが、言葉としても出てくるといいと思いました。

また、子どもの権利も含めてですが、子どものウェルビーイングで考えたときに、経済的な問題とか学習の権利とかは細かく分析されているのですが、親子関係とか、関係性のニーズがあると思いますけれども、厚生労働省などの資料では、親子関係の支援とか、関係性の支援というところがかかなり強調されたキーワードになっていて、家庭の中の親と子どもの関係を求めるニーズという部分が、貧困という格差拡大によって就労の負担が非常に増えて、親が子育てをするための情報取得の機会がなくなってくる、それが子どもを学びつなげる機会を減らしていくというような、子どもを育てるための親のさまざまなニーズが、ひとり家庭や貧困の問題で不利益を被っているということが話されているので、親と子どもの関係性にどういった支援をしていくのかという内容が何かあるといいということが希望です。

(会長)

ありがとうございました。

家族、親や子のニーズであったり、最近よく色々使われておりますがウェルビーイング。直訳するとより良い状態という意味ですけれども、福利というような言葉にも置き換えられたり、人権尊重や自己実現ということも言われたりしておりますけれども、この辺りに関して事務局からお聞かせください。

(事務局)

こども政策課長でございます。

当事者のニーズや子どものウェルビーイングという重要なキーワードをいただきましてありがとうございます。

私たちも次期計画を考える上で重視していきたい点と考えておりまして、本日お示しした第6次計画の体系につきましては、一旦第5次計画の名称をそのままに柱立ての方向性をお示したものでございまして、名称やくり方につきましては、いただいたご意見を踏まえ、次回お見せできるようにしていきたいと考えております。

また、親子の関係づくりの支援の充実につきましても、今、児童虐待防止対策と在宅支援の強化など、様々な施策を実施しているところでもございますので、そういったところに着目した支援の充実につきましても、今後検討していきたいと考えております。以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。他にご意見をお待ちの方いらっしゃいますでしょうか。

(委員)

先ほどの居場所の話になりますが、居場所がない子どもたちの一時的な居場所づくりができないかという視点で、こども家庭庁がこども若者シェルター・相談支援事業として補助金を交付するという話を聞いたことがあります。これについて検討されているということはございますか。

(会長)

いかがでしょうか。

(事務局)

今年度から国が支援策を示しておりますが、福岡市では、具体的にどうするかというところまでは至っていない状況でございます。国は、社会的養護自立支援拠点事業を新設し、また、自立援助ホームの年齢上限の撤廃など、社会的養護を経験している若者に対する支援もありますので、どのような形で実施するかを検討中でございます。具体的にいつからというものは、今の段階では持ち合わせておりません。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

(委員)

まず、障がい児の支援というところですけども、前回欠席したので分からない点もありますが、前回の資料等を見ると、障がい児福祉サービスの利用者負担の軽減とか、発達障がい者支援センターの機能強化とか、特別支援学級とか色々書いてありますけれども、早期に発見して、早期に療育へつなげることが、一方で早期の分離とかにつながらないかという懸念もあるのかと思っていました、こういった制度をつくっていく中で、子どもや保護者が自分たちの意思で選択できるように、例えば学校生活支援員の配置の拡充はありますが、普通学級に通う選択肢もあるという情報の提供だったり、そういった選択をした場合の支援体制だったり、分離につながらないような、もっと包括的な視点での支援や情報提供も必要と思っていますが、そのあたり何かお考えになっていることとかはありますか。

(事務局)

こども発達支援課長でございます。

まず、障がい児の早期発見と早期療育が非常に大事というところは、大きな視点として持っているところでございます。

福岡市の場合、未就学の子どもは、発達が気になる段階から、東西の療育センターとあいあいセンターの3つの施設で一連の相談をお受けしているところでございます。発達が気になる段階からですので、それから診断を受けて、障がいがあるということが分かり、療育につながる方もいらっしゃると思いますが、少し特徴的な行動などが見られても、そのまま様子を見ていくということもあります。

現在、福岡市では児童発達支援センターでの療育のほか、幼稚園や保育園に通いながら、専門的な療育を週に1、2回程度受けられるような施設である児童発達支援事業所も増やしているところでございます。

療育を受けるにしても、ここでなければ受けられないというようなことではなく、ニーズに合わせて選択肢を増やしていけるよう施設の充実に努めているところでございます。

学齢期に入る段階で特別支援学校を選ぶのか、特別支援学級を選ぶのか、あとは通常級にいて通級指導教室を選ぶのかなど、選択する段階もございますけれども、それは就学の相談ということになりまして、発達教育センターでしております。その際、それまで関わっておりました療育センターから情報共有をしたうえで、保護者の意向もしっかり聞いて進めるようにしていると聞いているところでございます。以上でございます。

(委員)

そのことに関連して、保育園や学校へ発達支援センターの職員等が訪問する支援はあるけれども、保育園や幼稚園の施設長からの申請がないと制度的に使えず、支援する側へのアドバイスをする仕組みはあるけど、それほど使われていないという話も聞いたことがあり、親が自分たちで子どもと

どこかに通うという方法ではなく、支援者側をサポートする仕組みをもっと充実させないといけないと思ってまして、現状はどうなっているのか教えてください。

（事務局）

療育センターなどで専門の療育の支援をしている職員が幼稚園や保育園へ助言するといった活動をしております。幼稚園や保育園からご依頼があつて出向くというものや研修を実施されるときに講師として呼んでいただくというような活動もしております。

施設ではなく個人に対しては、保育所等訪問支援というサービスがございまして、障がい児が通われている幼稚園や学校に保育所等訪問支援の事業所の職員が出向いて、その方の支援について助言をするという制度もございます。こちらは、個人の意向によってサービスを活用するということになりますので、個人が所属している幼稚園や保育園の環境や指導の内容に助言をするものでございます。

これは福岡市の施策というわけではありませんが、昨年度、福岡市の療育センターのドクターが、福岡市医師会と共同で幼稚園、保育園における支援のための冊子を作成して、幼稚園や保育園などにお配りして、障がい児、発達が気になる子どもの支援に役立てていただくような活動もしているところでございます。以上でございます。

（委員）

先ほどからの発達の話にもつながることですが、「さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長」に関連して、早期発見・療育やさまざまなニーズに応えるための受け皿を充実させるという話があることに加え、柳委員が指摘されたように、施策の大枠として、インクルーシブ教育・保育といった「インクルージョン」、「包摂的」というキーワードを盛り込んでいた方が、早く見つけて、ニーズがある方は別のところではなく、ご紹介いただいたように特別なニーズのある子どもへアウトリーチにより生活の場でのニーズに対応されて、包摂的に生活がしていける、保育を受けられるというところを目指していることがわかるように表現するとよいと思います。

保育の受け皿不足みたいな話で、マスコミから取材を受けたこともありますけども、今みたいな話がなされていると、単に連れて行って療育を受けさせるという受け皿づくりだけではなくて、生活の場に色々と入ってきて、その生活の場で子どもや親が持っているニーズに応えるような支援を提供するということと、柳委員が指摘されたように、施設が決めるというよりは、保護者や子どものニーズから支援の在り方を選択できるといった仕組みづくりをしているというところが、今の説明を聞くと非常に分かったので、少しそれにキーワードをつけて説明することで、インクルーシブな支援の在り方や受け皿を福岡市がつくっているということが非常に見えやすくなるのではないかと、発言させていただきました。

（会長）

ありがとうございます。少しキーワードを足してみてもどうかということでしたが、私も障がい児の支援だけだと対象者がすごく限定されているような印象がありますし、今の子ども家庭福祉の

観点から言うと、障がいのある子どもとその家族、親の支援というものは一緒だと思うので、その辺りも少し盛り込んだ方が、この目標に近くなってくるのかなという印象がありましたけれども、その辺りはいかがでしょうか。

(事務局)

こども政策課長でございます。

ご意見ありがとうございます。施策の名称や説明文の検討にあたりましては、今いただいたご意見を踏まえながら、分かりやすくしていきたいと思っております。

当事者を起点とした支援の在り方ですか、インクルージョン、包摂性といった話、あるいは、子どものウェルビーイングといった話になってまいりますと、障がい児の支援だけではなくて、さまざまなすべての子ども・子育て家庭に通底するような基本的な考え方にもなってまいりますので、お手元の第5次福岡市子ども総合計画でご説明させていただきますと、4ページめくってA3のページがございまして、視点1の「すべての子どもの権利の尊重」から視点5の「社会全体での支援」という5つを目標1から目標3のすべてに通底する視点として掲げております。いただいたご意見を念頭に置きながら、この辺りにそういったキーワードを加えるようなことも、検討していきたいと考えております。以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。 よろしいでしょうか。

(副会長)

ありがとうございます。

そういうところを補足していただいて、障がい児を持つ子どもと親も例外ではないということが分かるような形で、多様な環境、ニーズがある方もすべてそういう支援のもとにあるということが分かってよいのではないかと思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。

それでは、委員よろしいでしょうか。すみません、お待たせしました。

(委員)

よろしくお願いします。

2月のこども・子育て審議会では委員がぜひ子どもたちの意見をということで、先ほどご報告いただいたようにたくさんの意見を聴いていただいたとのことで、ありがとうございます。

子どもの意見表明のことについてですが、子どもの意見表明を受ける立場としては、社会的養護の分野では、現在、アドボカシーということで、アドボケイトが毎週1回、施設に来て子どもたちの意見を吸い上げてくれるといったものがあります。福岡市内に3施設ありますけれども、全施設

に毎回来ていただいていて、そこに行ける子どもたちは、そこで色々な自分の意見を言っていることをしています。子どもの意見表明ということで、意見を大切にすること、意見を代弁することというのはいいと思いますが、「アドボカシー」、「アドボケイト」という文言が、計画の方向性に出ていない。「アドボカシー」、「アドボケイト」という言葉を私が聞いたのは、25、6年前になりますが、全然浸透していないと感じています。現在、委員が子どもアドボカシーセンター福岡で活動されていますけれども、ぜひ「子どもアドボカシー」、「アドボケイト」という文言もどこかに入れて、子どもの意見表明ができるということを表現してもらえたらということが1点あります。

それから、相談体制についてですが、こどもタブレット相談や社会的養護の分野ではアドボケイトがありますが、例えば、小学校の低学年とかに関してはまだタブレットでどこかに相談するとか、話をするとかいうことがなかなかできないのではないかと、ましてや、私も保育園で園長していた時代がありましたが、小さな子どもが意見を言うなんてことはまずないと思います。

先ほど柳委員からご意見もありましたけれど、訪問という方法は、そこで家庭の状況を知ることでもあると思います。我々の施設では、訪問型の親子関係づくりサポート事業というものを4月から市の事業として進めさせていただいていますけれども、小さな子どもたちの意見は聞けなくても、ぜひ、そういった訪問支援などを充実させて、小さな子どもたちのSOSを含む色々なことが知れば、虐待防止につながっていくと思います。なかなか意見が出せない子どもたちに対してどうしていくかというところは難しいと思いますけれども、地域とかコミュニティとか、色々な子どもの居場所づくりなどのどこかで情報を得るような、何か施策がないのかといつも思っていて、何かお考えがあればお聞かせいただきたいなと思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。まずアドボカシー、アドボケイトに関する部分で。

(事務局)

はい、こども家庭課長でございます。

現計画の99ページにありますとおり、「子どものアドボカシーの推進」ということで、委員からご説明があったように、社会的養護の分野で子どもの権利サポート事業を実施しております。

確かにアドボカシーというものが、なかなか浸透していないということは、ご意見のとおりだろうと思いますので、新しい計画でも、きちんとそのあたりを踏まえて対応していきたいと考えております。

また、小さい子どもの声をどういうふうに拾うのかという点でございますが、今年の6月から、改正児童福祉法で努力義務として規定された地域子育て相談機関というものを福岡市で開設しております。公立保育所のほか、児童家庭支援センターから相談員を一部の子どもプラザ、子育て交流サロン、子ども食堂に派遣するなど、モデル事業として開始をしております。

子ども食堂などには小さな子どもも来ますので、そこで直接、子どもの声も拾えるのではないかと考えているところでございます。待っていても、相談はハードルが高いと言われていたところがございますので、アウトリーチ型支援を今後も進めていきたいと考えております。以上でございます。

す。

(会長)

はい、ありがとうございました。

アドボカシー、アドボケイトに関しては、昨今、色々なところで取り上げられていますけれども、基本的にはアドボカシーという概念が万国共通でよく使われていて、アドボケイトというのは職名として使われることが多いので、こういったところに記載されるのであれば、アドボカシーという言葉を強調して、社会全体で子どもの権利擁護や代弁していくというふうな姿勢を示していくのがいいと思います。

これに関連して私も少し意見がありまして、子どもの権利に対する意識の高まりで、毎年色々な地域から子どもの権利に関する講演や研修の依頼があるのですが、地域の方に向けて発信していく、簡単に言えば大人がきちんと理解することがすごく大事だと思うので、例えば目標のところで社会全体でと書いてありますけれども、そこにもう少し地域とかコミュニティという表現もあってもいいのかなと思います。関心は持ってあるから、研修や講演の依頼があるのですが、「子どもの権利があるんだったら、子どもの義務はどうなっているんだ」とか、「こんなことをするから子どもが甘やかされて学校に行かなくなるんじゃないか」といったことを言われるシニアの方が当然に多くいらっしゃると思います。

そもそも子どもの権利がどういうものなのかということを大人が正しく理解しないと、それを子どもにきちんと伝えていくということとはできないと思うので、やはり地域での啓発はすごく大事なことじゃないかというふうに思いました。

先ほど委員からもご発言がありましたけど、幼児期の子どものアドボカシーをどうしていくのかということで、最近では民間、私立の保育園などに保育ソーシャルワーカーなどを配置して取り組みを行っているところなどもあります。もちろん子どもの成長過程においてすべての意見を集約することができないにしても、保育士とは違った視点で、権利擁護の立場から関われるという意味では、例えば公立の保育所から保育ソーシャルワーカー的なポジションを入れることによって、ある意味、保護者の相談に乗ったりだとか、就労支援であったりだとか、まさに虐待防止というところも考えることができるかもしれませんので、そういう民間の取り組みがあることを少し申し上げたいと思います。

それでは他に何かご意見をお持ちの方がいらっしゃいましたら、お願いいたします。

(委員)

資料には、＜社会的支援を特に必要とする子ども・子育て施策関連＞とあるので、少し違うかもしれませんが、子どもの権利の尊重や子どもの権利擁護の推進というと、社会的養護ではない他の広い子どもたちのことを考えないといけないと思いますので、子どもの権利のサポートという意味では、その他の広い子どもたちにもやってほしいと。こどもまんなか実行計画でも、子どもの権利救済機関、自治体のいわゆるオンブズなどについても、ようやく取り組みを後押しするという事に言及されましたので、福岡市もぜひ条例や機関づくりについて前向きに検討していただきたい

いと思っているところです。

ここには公民館等における研修とありますが、イベントなどではなく、学校教育や幼稚園、保育園などで1年に1回必ず授業や研修するぐらい、しっかり根付いていかないとなかなか広がっていかないので、そういう形でやっていただきたいと思います。

あと、重要なキーワードとして、子どもの意見表明・意見反映は国も後押しして一生懸命取り組んでいるところですけど、子どもの権利はそれだけじゃないということを忘れてはいけないと思います。子どもが主体だと、子どもの権利主体性というキーワードをどこかに入れていただきたいと思います。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。

副会長がこの後11時に退出されるということですので、最後にコメントがございましたら、お聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(副会長)

後半まで出たかったのですが、再度資料をしっかりと見させていただいて、十分配慮されている部分はありながら、でも、こういうふうに私が言うってしまうということは、まだ一般の方には見えづらい部分があると思いますので、より見えやすくなるように、今後の専門委員会でも検討できたらと思っております。よろしくお願いします。失礼いたします。

(会長)

はい、どうもありがとうございました。

それでは引き続き、審議を進めていきたいと思いますが、今、子どもの権利や貧困対策、ひとり親家庭の支援など色々ご意見いただきましたけれども、児童虐待防止のための在宅支援の強化など、この辺りについて何かご意見をお持ちの方がいらっしゃいますでしょうか。

(委員)

児童虐待防止のところですが、保護観察所には、児童虐待をした親が罪に問われて、保護観察になって来たりします。そして、その子どもがまた犯罪を起こして保護観察になって来たりしています。児童虐待をした親に話を聞いていくと、例えば暴力を振るう、暴言を吐くというようなことが児童虐待にあたるということを知らなかったと。自分もされてきたことなので、しつけの一環だと思ってやっていたという人がほとんどです。子どもに関して言うと、自分は悪いことをしたので、親から殴られて当然だと受け入れていて、そして自分の気に入らないことがあれば、今度は子どもに暴力を振るうというような連鎖が起こっていると感じることが多いです。

こういうことが児童虐待にあたるんだというようなことの啓発に関して、どのような形で取り組んでおられるのか、少し気になっておりますが、いかがでしょうか。

(会長)

では、啓発活動についてお願いいたします。

(事務局)

こども家庭課長でございます。

児童虐待防止に関しましては、国も取り組んでおりまして、福岡市も昨年度、児童虐待防止条例を議員立法という形で制定し、啓発に取り組んでおります。

11月が児童虐待防止推進月間で、私も名札に付けているオレンジリボンの配布、福岡タワーのライトアップ、バス停や地下鉄で児童虐待防止の啓発をしております。

また、児童虐待防止推進委員会の民間団体と一緒に児童虐待防止を進めておりまして、そのメンバーと博多駅前でもオレンジリボンの配布を行うなど、色々取り組んでいるところではありますが、今のお話を聞くと足りていない部分があると思いますので、今後も啓発をすすめてまいりたいと考えております。以上でございます。

(委員)

ありがとうございます。

保護者がこういったことが虐待にあたると理解する、それも幅広く浸透していく取組みがあればいいと思っているのですが、それは何かあるのでしょうか。

(事務局)

こういったことが虐待であるという広報活動はしておりまして、広報動画をペイペイドームや博多駅のビジョンで流したり、パンフレットやリーフレットを区役所や関係機関に配布したりしております。以上でございます。

(事務局)

こども政策課長でございます。

子どもの権利について、親への普及啓発に取り組むなかで、こういったことが虐待にあたるのかを分かりやすく伝えるようなことも今後検討していきたいと考えています。

(委員)

それに関してですが、以前は民法に親の「懲戒権」というものがありました。それが今回の改正で「懲戒権」はなくなり、法律上も「しつけ」であっても暴力等は虐待であり、イコール罪となり、やってはいけないこととなっています。「懲戒権」がなくなったことを、こういう仕事をしておきながらですが、私も最近知ったことでした。「懲戒権」がなくなり法律の上でも罪になることを、何かしらの形でもっと広げていいのではないかと思います。

(委員)

児童虐待防止法などの改正で体罰が全面禁止されて、それに続いて民法の懲戒権の削除という流れになっていて、法律上、親はもちろん大人が子どもに手を出すことは禁止されていますので、そういった点からもルールとして駄目だと、かつ、子どもに重大な影響を与えるという観点からの啓発はもっとしていく必要があると思っています。

(会長)

実際に先ほど委員からもありましたが、虐待を当たり前だと思っている子たちもいるということで、これは子どもの権利という観点からも守られる権利が侵害されていることになりまして、児童虐待防止法から見ても人権侵害にあたりますが、家庭の中で親が当たり前だという感覚だと子どもは学習しないと思いますので、教育現場において子どもの虐待に対する教育的な関わりとしてどのような取組みをされていらっしゃるのか、ありましたら教えていただきたいと思います。

私の子どもも11月のオレンジリボンのチラシなどを貰って帰ってくるので、子どもに「先生は、何て言って配ったか」を聞くわけです。そしたら、「はい、プリント配ります」のそれだけで終わるようでして。私は息子に英才教育をしていますので、「189」とか言うと、「何それ」みたいな。「児童相談所につながるよ」と言うと、「何それ」といったように、結局「何それ」が続くばかりでして。

教育という形で、子どもたちにしっかりと学習させていくことも、子どもたちが大人になったときに、それを繰り返さないための負の連鎖を断ち切る1つの方法かなと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

(事務局)

教育相談課長でございます。

学校現場にいたときのことを思い出しますと、学校の教育課程の中で、具体的に虐待防止の観点からカリキュラムを組んでやっているという意識は、私の中では低かったと思います。

ただし、自分の思いを伝えるときに、言葉でもって伝えていくことの大事さや、それがなかなか叶わないときに、それを助けてくれる誰かがいないかを確かめてみることの大事さ、更には、自分の思いがなかなか伝わらないときに、どんな代替方法があるのかを一緒に考える中で、先生の存在を改めて意識させる、教育活動の中でそういうことを一緒にやっていくように心がけてきたと思っています。

(会長)

私も学校に関わらせていただく機会が多いのですが、不登校であったりいじめであったり、そういった当事者の背景には被虐待的養育環境というのが多分に影響しているケースなども多いですし、昨年度まで西南学院大学におられた安部先生の調査研究でも、ネグレクト環境で暮らしている子どものおよそ3割が小学生で不登校になっていて、中学生ぐらいになると5割を超えるというようなデータもありますので、こういったところの意識付けから、現場の先生方にもしっかりとしていく必要があるのかもしれないですね。目の前に見えている教育課題だけに注視するのではなく

て、そこには色々なご家庭の背景が影響しているということで。

そういう意味での虐待防止に向けた啓発というものも、教育活動の中ではきちんとマニュアル化というか、ルール化というか、1つの形をつくってやっていくことも大事なのかなと思いました。

(委員)

もしかすると委員にお尋ねするべきことかもしれないですが、地域や関係機関の連携強化という点で、私の住んでいる地域では児童委員が欠員状態で、民生委員や児童委員との関わりがどうなっているのことはすごく気になっていて、地域の中でアウトリーチ的に入っていける人員としては、そういった方々も考えられると思うんですけど、民生委員、児童委員との連携がどうなっているのか、課題としてどんなものかということを、もしご存知でしたら、事務局でもいいですし、お答えいただけますでしょうか。

(事務局)

こども政策課長でございます。

民生委員、児童委員には、さまざまな市の施策にご協力をいただいているところでございますけれども、近年、成り手不足といった課題がございまして、お願いする内容もしっかり精査し、協力いただく内容を絞り込むような議論もされているところでございます。

こども未来局の関連ですと、赤ちゃんが生まれたご家庭を民生委員、児童委員が訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問事業」というものを以前やっておりましたが、コロナがあり、一旦中断をいたしました。そして、最近の親の考え方の変化もあり、知らない人が急に家に来ることに対して抵抗感が大きい方もだんだん増えてきたという状況もございまして、今年2月からリニューアルして再開したところでございます。再開にあたっては、急な訪問ではなく、希望する方と事前に日程を調整した上で希望した日時に訪問する方法で、最近、福岡市で始めた、おむつと安心定期便という0歳から3歳の誕生月までの子育て家庭を見守りながら、おむつなどの育児用品を届ける事業をやっておりますけれども、これを利用するためには、電子スタンプを入手して、その電子スタンプと商品を交換するようなスキームになっておりまして、民生委員から電子スタンプを取得できる仕組みも入れて、訪問しやすい環境を整えながら連携を強化して取組みを進めているところでございます。以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。では、委員お願いいたします。

(委員)

今、行政の取組みはご説明いただきましたけれども、特に民生委員活動の負担が大きいということもあって、社会福祉協議会では区担当制による地域共生推進員を配置しております。もともと人数が3人だったものを市と連携して、令和5年度から4人増やして7人しております。それぞれ地域に入っていった民生委員からの相談窓口として、相談先が分からないなどの相談を受け、その

課題が解決できるような団体や組織、行政機関へのつなぎ支援などを行うことによって、民生委員の負担を減らしながら、課題を解決していくという事業を行っており、行政の力も借りながら、取り組んでいきたいと思っております。

(会長)

はい、ありがとうございました。

その他、ご意見がある方いらっしゃいますでしょうか。お願いいたします。

(委員)

せっかくの機会でございますので、子育て環境の充実ということについて、ちょっと意見を申し上げたいと思っております。社会福祉協議会では、平成 28 年度から、社会貢献型空家バンク事業ということで取り組んでおりまして、これは、活用が可能な空家の掘り起こし、それから、空家を社会貢献事業用に使いたい、活用したいという方とのマッチングを行うような取組みでございまして、建築士や弁護士などの専門家で構成されます古家空家調査連絡会と共同いたしまして、専門家がワンストップで改築や税金等の相談に応じる取組みを運営・連携して行っているところでございます。

令和 5 年度末の実績は 11 件ほどでございまして、9 年間で 11 件なのでそれほど多くありませんが、フリースクールや子ども食堂、子育て中の親子の活動拠点などの福祉分野での活用が多く見られております。

社会貢献事業用に活用したいという方に対して、空家を提供される方が少なく、活用希望者のニーズが十分に満たされてはいない傾向が課題と思っております。令和 5 年度末時点ですと、ニーズとしては 18 件ありましたが、提供がなかったというところでございます。

これは福祉局及び住宅都市局と連携してやっておりますので、担当局との調整が必要になると思いますが、子育て環境の整備、充実という視点で、空家を提供していただくための取組みや広報について、計画の中に、ストレートには難しいと思っておりますけれども、何らかの形で、そういった事業が広がっていくための位置づけをしていただければありがたいと思っております。

(会長)

はい、ありがとうございました。

それでは、そのほかに何かご意見がある方がいらっしゃいましたら、お願いいたします。

私からも、児童虐待防止のための在宅支援の強化のところで、アウトリーチ型支援と記載されておりますが、アウトリーチというものはここ数年色々ところで言われておりますが、少し危惧するところといたしますか、気になる場所として、家庭訪問をすることがイコールアウトリーチという捉え方がされているところがあって、それは実際のアウトリーチの本来の考え方から少しずれていて、本来アウトリーチというものはインボランタリー、いわゆる非自発的なのか、支援が必要だけれどもそのことを意識していないとか、またはそれを拒否している、そういう人に対してアプローチをしていくという一連の手法になります。そして必要な制度や社会資源をつなげていくと

ということがアウトリーチの一連の流れですけれども、アウトリーチというものはすごく専門性が求められるので、誰でもできるものではないです。ですから、色々な機関に所属されている方々にそういったところを担っていただくのであれば、例えば、市としても一定の講習会や研修会を提供するなり、若しくは、例えば、私も前職はソーシャルワーカーですけれども、スクールソーシャルワーカーなどは訪問支援なども行いますので、学齢期の子どもであればスクールソーシャルワーカーが積極的にアウトリーチしていく、専門職であるということをしっかり定着させていくことが必要かと。

私は研究でよくカナダに行くのですが、トロントではスクールソーシャルワーカーは、ソーシャルワーカーという名称とは別にアテンダントオフィサーといって、子どもの出席管理をする役割があります。学校を休んだ子たちの家庭訪問は先生ではなくてソーシャルワーカーが行って状況を把握するといった役割が法的に位置付けられています。

こういった部分をきちんと積極的に取り組んでいくのであるならば、一定の専門性を担保した取り組みとして広げていかれることの方が良いのではないかと思ったところであります。

したがって、アウトリーチ型支援を推奨していくことに関しては私もまったく異論はありませんけれども、それをしている専門職の養成であったりとか、職場の理解がないとなかなかできないものなので、そういったところの共通理解を図っていくような啓発活動などは、ぜひお願いしたいところだと思っております。

他に何かご意見がある方いらっしゃいませんか。

子どもの貧困のところで少しお尋ねですけれども、どうしても収入面で見ると母子世帯にフォーカスされがちですが、父子世帯も母子世帯とは違った課題の独自性というものがあると思っております。市としてはどのように把握されていて、どういった取組みをされていていらっしゃるのか、今後の展開も含めてございましたら、教えていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

(事務局)

こども家庭課長でございます。

福岡市といたしましては、父子世帯と母子世帯といった区別をせずに、ひとり親家庭というところで支援をしております。所得制限の関係で活用できるメニューとできないメニューというものがあります。

先ほど参考資料で見ていただいたとおり、父子家庭の方が所得が高く、行政の支援メニューを使わずとも生活できている方がいるのではないかと考えているところでございます。特に区分けをしてといった支援はないというところでございます。

(会長)

ありがとうございます。

大阪府枚方市などで父子家庭の支援をしているボランティア団体があって、以前、その団体が行った調査では、低所得の父子世帯は、母子世帯と一緒にマザーズハローワークに行きにくいとか、子育てのサークルにも行きにくいといった意見があったもので、お尋ねさせていただきました。

あとは子どものイメージからすると、学齢期でも低学年の子どもを持つ家庭のイメージがあるのですが、先ほど副会長からご意見いただいた親子の関係性というところでは、思春期以降の親子間の関係調整はすごく難しかったりもすると思うんですけども、中学生、高校生年齢以上の親子関係に対する支援や取組みというのは、何か貧困対策も含めですけども、何か市として今後の展望というところで何かお考えありますでしょうか。

(事務局)

えがお館へ親子関係についての相談があれば、親子通所をしていただいて、様々な心理面接や親子関係調整に関するプログラム等を行いながら相談対応しているところでございます。

(会長)

ありがとうございます。

私が勤務している福岡県立大学にも不登校ひきこもりサポートセンターというものがありまして、高校生年齢や高校を中退した子どもが来る割合が最近少し増えていて、掘り下げてみると、親子関係がかなり複雑だったり、課題があったりして、その部分をなかなかケアできないという実態があるので、そのあたりを考えていく必要があるのかと思い質問いたしました。

(事務局)

こども政策課長でございます。

思春期特有の悩みを抱える小学生や中学生などが、悩みを吐き出す場としては、一人に一台配布しておりますタブレット端末を活用した相談支援を行っております。相談内容としては友人関係や心身の健康が多い状況ではありますが、家庭環境についてもご相談があるというふうに聞いておりますので、そういったのも一つの相談窓口として機能しているのかと考えております。

(会長)

ちなみに、高校生ぐらいの子を持つ親が相談できるような方法がありますか。高校生や若者が相談できる場所も増えているとは思いますが、その親からの相談が最近結構多いので。

(事務局)

こども相談企画課長でございます。

えがお館で24時間受け付けている相談電話において対応しており、相談者の8割近くが保護者の方となっている状況です。

(事務局)

補足ですけども、特に高校生や若者世代になってくると、1つの課題として引きこもりがありますが、そういった方々の相談先として、引きこもりの地域支援センターといったものを市が用意しておりますけれども、そちらも本人より親からの相談が多い状況と聞いております。以上でござ

います。

(会長)

はい、ありがとうございました。

いかがでしょうか。その他に何かご意見をお持ちの方いらっしゃいますでしょうか。

それでは本日の審議についてはこれで終了したいと思っております。それでは皆様に改めてお諮りしたいと思います。本日色々と活発なご意見をいただきました。それらのご意見も踏まえまして、今回の議題について事務局案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では事務局案のとおりとさせていただきますと思います。

以上で本日予定しておりました議題は終了いたしました。他に何かございますか。特にないようでしたらこれを持ちまして本日の審議を終了いたします。

閉会

(事務局)

会長並びに委員の皆様、本日は熱心にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。

本日いただいたご意見を踏まえまして、第3回専門委員会では、計画の素案としてお示しをしたと考えております。

それでは最後に、事務連絡でございます。

本日の会議につきましては、会議録を作成し、公表させていただくこととしております。会議録の内容を事前にご確認いただくため、後日、事務局よりメールまたは郵送でお送りいたしますのでご確認をお願いいたします。

また、本日の審議会の報酬及び旅費のお支払いに関しまして、ご持参いただいた書類のご提出がお済みでない方がいらっしゃいましたら、お帰りの際に、受付へご提出いただきますようお願いいたします。

なお、次回の専門委員会は7月下旬を予定しているところでございます。日程等につきましては、改めてご案内をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、本日お配りをしております資料につきましては、ご不要でございましたらそのまま置いてお帰りください。

これを持ちまして、令和6年度 福岡市こども・子育て審議会 第2回専門委員会を終了いたします。ありがとうございました。

閉 会